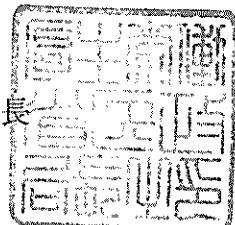


医政発0809第4号
平成23年8月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について

外国の病院における臨床研修の取扱いについては、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第4項において、厚生労働大臣が適当と認める場合は、臨床研修病院（同条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する病院）とみなすこととされておりますが、今般、日本の臨床研修病院が外国の病院において臨床研修を受けた者を受け入れた場合に、当該外国の病院を臨床研修病院とみなすための手続きについて、下記のとおり定めましたので通知します。

貴職におかれましては、趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方よろしくお願ひします。

なお、「外国の病院で受けた臨床研修の一部を認定するための手続等について」（平成20年7月9日付け医政医発第0709001号厚生労働省医政局医事課長通知）は廃止します。

記

1 趣旨

厚生労働大臣は、外国の病院について、日本の協力型臨床研修病院の指定基準を満たすと認められる場合に、当該外国の病院を協力型臨床研修病院とみなす。

また、外国の病院で臨床研修を受けた者を受け入れる日本の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院（以下「受入病院」という。）は、当該者の外国における臨床研修の内容を踏まえ、臨床研修の到達目標の達成が見込める総合的な研修プログラムを作成し、臨床研修を実施するとともに、日本の臨床研修の修了基準により当該者の修了認定を行う。

受	付
平	23.8.12
医事第	号
大阪府	

2 審査の内容

1) 外国の病院の審査

日本の協力型臨床研修病院の指定基準を満たしていると認められること。

2) 研修プログラム

外国の病院における臨床研修に加え、日本で臨床研修を履修することにより臨床研修の到達目標の達成が見込まれる内容であること。

研修期間については、外国の病院における臨床研修の期間を含めて2年以上であり、かつ、受入病院における臨床研修の期間（外国の病院で臨床研修を行う前に、日本の別の基幹型臨床研修病院又は基幹型相当大学病院において臨床研修を行っていた場合は、当該臨床研修の期間を含む。）が合わせて8か月以上であること。

3 審査に係る手続

受入病院が必要書類を添付し、地方厚生局健康福祉部医事課に申請する。申請時期は、原則として、当該者が日本において研修を開始する前とするが、当該者の受入予定がある場合は、早めに地方厚生局に相談すること。

4 必要書類

1) 外国の病院に関する書類

- ① 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「省令施行通知」という。）に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）1～3
- ② ①の参考となる外国病院からの書類等
- ③ 外国の病院における臨床研修に対する受入病院の意見書

2) 研修プログラムに関する書類

- ① 原則として外国で取得した医師免許証又は登録証書の写し（臨床研修を行うのに医師免許証を必要としない場合には、それが分かるもの。）
- ② 外国の病院における臨床研修のプログラムの概要を明らかにした書類
- ③ 外国の病院における臨床研修の履修又は修了の証明書（臨床研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として臨床研修を受けた機関の長が証明したものであること。）
- ④ 省令施行通知に定める臨床研修病院指定申請書（様式1）4～5（受入病院における臨床研修のプログラムについて記載すること。）
- ⑤ 平成16年4月1日以降に日本で臨床研修を受けたことがある場合は、臨床研修中断証の写し
- ⑥ 確認した臨床研修の内容に係る受入病院意見書

⑦ 受入時点における受入病院による研修医の評価（別紙）

* 作成上の注意

- 1 必要書類については、地方厚生局健康福祉部医事課宛に原本1部及び写し1部を提出すること。
- 2 必要書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 2) ①及び⑤については、各原本において確認した上で、写しを提出すること。